

別表その3(第2条、第3条関係)

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)				2 支給額 (単位:万円、1事業所、 施設当たり)
障 が い 福 祉 施 設	入所系 施設① ※2	○施設入所支援 ○福祉型障がい児入所施設	定員50人未満	32 /施設
			定員50人～100人未満	62 /施設
			定員100人以上	100 /施設
	入所系 施設②	○短期入所	—	9 /事業所
		○共同生活援助		10 /事業所
		○宿泊型自立訓練		10 /事業所
	通所系	○生活介護 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○地域活動支援センター ○小規模作業所	—	16 /事業所
		○児童発達支援 ○放課後等デイサービス		6 /事業所
	訪問・ 相談系	○訪問系障がい福祉サービス(居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・行動援護) ○保育所等訪問支援 ○相談支援事業所	—	5 /事業所

(留意事項)

※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

・次の施設については、当事業の対象外とする。

社会福祉施設：公立・公的等事業所、施設

※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点のものとする。

※3 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう

介護サービス事業所として申請することとする。